

概要版

第3期

名取市子ども・子育て支援事業計画

～未来へつなぐ子どもが笑顔で育つふるさと なとり～

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
名取市

● 計画策定の趣旨

本市では、すべての子どもや若者が幸せに暮らせる社会を目指し、より質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業や次世代育成支援、少子化対策、母子保健対策、学童期の放課後対策等、子どもと子育てに関わる多様な支援をより一層推進するため、近年の本市の人口の変化や社会情勢を鑑みながら令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

● 計画の性格と位置づけ

「第3期名取市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、教育・保育の情報体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業その他の円滑な実施等に関する事項について定めるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」について第2期計画と同様にその取組を継承しつつ、本計画から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」も一体的に策定した計画として位置づけます。

● 計画の基本理念

子どもは、未来を担う大切な宝です。名取市で安心していつまでも笑顔で暮らせることは、子どものためにも非常に大切なことです。

本計画では、妊娠期から切れ目のない相談支援体制の充実を図るとともに、多様な体験、交流を通じて、子どもたちが地域の中で健やかに成長していくことができる環境づくりを目的とし、基本理念は第二期を継承し次のとおりとします。

基本理念

未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なと



次世代育成施策と重点施策

基本 目標

1 地域における子育て支援

子どもと子育て家庭等のニーズを踏まえ、幼児教育・保育事業や地域子育て支援拠点事業、子育て相談の充実を図るとともに、NPO法人やボランティア団体、子育てサークルを支援し、これらの団体が連携して地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指します。

施策の方向性 ▶ 1 地域における子育て支援の充実 ★ 2 幼児教育・保育事業の充実 ★
3 子育て支援のネットワークづくり 4 子どもの健全育成 ★

重点施策① 地域における子育て支援の充実 ★

地域や家庭の実情に合わせた適切な事業・サービスを選択することができるよう、利用者支援事業、地域子育て支援事業を中心とした、情報提供および相談事業をより充実していきます。

◆重点事業◆

○利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型） ○地域子育て支援拠点事業
○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

重点施策② 幼児教育・保育事業の充実 ★

幼児教育・保育の量の確保と質的向上を図るとともに、一時預かりや障がい児保育などの事業の充実を図ります。

◆重点事業◆

○認可保育所の運営 ○地域型保育事業 ○認定こども園の運営 ○障がい児保育事業 ○保育士研修事業
○一時預かり事業（預かり保育事業） ○時間外保育事業（延長保育事業）
○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ○事業所内保育施設への支援

重点施策③ 子どもの健全育成 ★

需要の実態把握に努め、放課後児童健全育成事業をさらに充実させていきます。

また、総合的な放課後児童対策として、多様な子どもの放課後の居場所づくりを地域の関係団体と連携を深めながら進め、子どもの健全な育成につなげていきます。

◆重点事業◆

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ○児童センターの運営 ○児童センター施設整備事業

基本 目標

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

結婚、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担軽減となるよう、妊娠、出産に関する正しい知識を普及し、産前産後のサポートから、母子の健康、その後の子育てへの支援に至るまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を推進します。

施策の方向性 ▶ 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ★
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
3 「食育」の推進
4 小児医療の充実



重点施策④ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ★

妊娠、出産、子育て期における母子保健事業の充実と、関係機関の有機的な連携体制の強化により、子どもが健康やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。

◆重点事業◆

○妊婦等包括相談支援事業 ○妊婦一般健康診査 ○マタニティ相談 ○3か月児健康診査
○7か月児相談 ○幼児健康診査

基本
目標

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが自ら学び育つ力を十分に養い、健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域の連携を深め、多様な体験学習の機会の拡大、教育環境の整備を推進します。

- 施策の方向性▶ 1 次代の親の育成 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
3 家庭や地域の教育力の向上 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本
目標

4 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを安心して行うため、道路や公園、子連れで過ごしやすい場所などで、安全・安心で快適に過ごすことができるよう、生活環境の整備を図ります。

- 施策の方向性▶ 1 安全・安心な生活環境の整備

基本
目標

5 職業生活と家庭生活との両立支援

働きながら子どもを育てるすべての家庭を支えるため、幼児期の教育・保育や放課後児童クラブ（学童保育）の充実をはじめ、子育てと仕事の両立に役立つ広報の充実など、子育て家庭が気兼ねなく安心して子育てできる環境づくりを推進します。

- 施策の方向性▶ 1 職業生活と家庭生活の両立の推進

基本
目標

6 子ども等の安全の確保

子どもが地域でのびのび暮らし、親子が安心して外出、移動できるよう、市や警察、教育機関等が連携して、子どもの安全確保を推進します。

- 施策の方向性▶ 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
3 被害に遭った子どもの保護



基本
目標

7 困難を有する子どもやその家族への支援

何らかの事情で困難を抱える子どもや家庭が、地域で悩み・孤立することがないように個々の事情に寄り添った支援の充実を図ります。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されずに、心身ともに健やかに成長できるよう、気づきや見守り、相談などに加え学びや暮らしを支える貧困対策を推進します。

- 施策の方向性▶ 1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
3 障がい児施策の充実 4 子どもの貧困対策の充実

幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

1号認定		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		996人	946人	899人	854人	811人
確保方策	特定教育・保育施設	1,312人	1,312人	1,312人	1,312人	1,312人
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	合計(②)	1,312人	1,312人	1,312人	1,312人	1,312人
充足(②-①)		316人	366人	413人	458人	501人

2号認定		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		教育二 ーズが強い	左記 以外	教育二 ーズが強い	左記 以外	教育二 ーズが強い	左記 以外	教育二 ーズが強い	左記 以外	教育二 ーズが強い	左記 以外
量の見込み(①)		178人	1,079人	180人	1,065人	182人	1,051人	184人	1,037人	186人	1,023人
確保方策	特定教育・保育施設	943人	943人	943人	943人	943人	943人	943人	943人	943人	943人
	幼稚園+預かり保育	602人	602人	602人	602人	602人	602人	602人	602人	602人	602人
	企業主導型保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	29人	29人	29人	29人	29人	29人	29人	29人	29人	29人
	合計(②)	1,574人	1,574人	1,574人	1,574人	1,574人	1,574人	1,574人	1,574人	1,574人	1,574人
充足(②-①)		317人	329人	341人	341人	341人	341人	353人	353人	365人	365人

3号認定(0歳児)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		107人	102人	98人	93人	89人
確保方策	特定教育・保育施設	119人	119人	119人	119人	119人
	地域型保育	37人	37人	37人	37人	37人
	認可外保育施設	3人	3人	3人	3人	3人
	合計(②)	159人	159人	159人	159人	159人
充足(②-①)		52人	57人	61人	66人	70人

3号認定(1・2歳児)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		613人	606人	599人	592人	585人
確保方策	特定教育・保育施設	479人	479人	479人	479人	479人
	地域型保育	128人	128人	128人	128人	128人
	認可外保育施設	14人	14人	14人	14人	14人
	合計(②)	621人	621人	621人	621人	621人
充足(②-①)		8人	15人	22人	29人	36人

<参考>

教育・保育の利用の認定		認定内容	利用施設	対象年齢
1号	教育標準時間認定	満3歳以上で、保育の必要性なし、幼稚園等での教育を希望	(教育・保育施設) ・幼稚園・認定こども園	3～5歳
2号	満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保護者の就労・疾病等により、保育が必要	(教育・保育施設) ・保育所・認定こども園	3～5歳
3号	満3歳未満・保育認定	満3歳未満で、保護者の就労・疾病等により、保育が必要	(教育・保育施設) ・保育所・認定こども園 (地域型保育事業)	0～2歳

● 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業として、以下の事業を実施します。

利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して、妊娠・出産の時期に面談等を実施することで、妊娠期から子育て期まで必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、母子の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。社会的な支援により子育て家庭の孤立を防ぎ、産後うつ等による虐待リスクを把握して、未然に防ぐねらいがあります。
産後ケア事業	産後のお母さんの身体的・精神的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、通所型、宿泊型でケアを受けることができます。
養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、里親や児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
一時預かり事業（預かり保育事業）	◆幼稚園における在園児を対象とした一時預かり◆ 子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等で、一時的に子どもの保育が困難になった場合や、通常のエデュケーション時間の前後や長期休業期間中などに教育標準時間を超えて教育を行う事業です。 ◆一時預かり（幼稚園型以外）◆ 家庭で保育を行っている家庭において一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育所等で預かり、必要な保護を行う事業です。
時間外保育事業（延長保育事業）	通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。
病児保育事業	病児保育事業のうち、本市は病後児対応型を実施しています。 保育が必要な児童が病気の回復期で、集団保育が困難な期間に、当該児童を保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、子育てを相互援助する会員組織事業です。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 検討中	0歳から2歳までの保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。 また、保育士や幼稚園教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和8年度からの実施に向け、体制を整備します。

実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。令和元年度から幼児教育・保育無償化の実施に合わせ、年収が360万円未満相当の世帯の子どもと所得に関わらず第3子以降の子どもの副食費の一部を助成しています。
多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	新規参入事業者への支援を行い、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

● 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

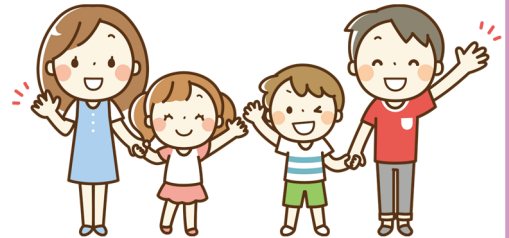
事業名	区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (基本型・こども家庭センター型)	設置箇所数		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
妊婦等包括相談支援事業	面談実施合計回数		1,425回	1,350回	1,275回	1,200回	1,125回
地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数(年間)		32,436人	32,501人	32,566人	32,631人	32,696人
	設置箇所数		6箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
妊婦健康診査	延べ利用者数(年間)		475人	450人	425人	400人	375人
乳児家庭全戸訪問事業	訪問数(年間)		475件	450件	425件	400件	375件
産後ケア事業	延べ利用者数(年間)		600人	600人	600人	600人	600人
養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	訪問実家庭数		99件	107件	116件	125件	135件
子育て世帯訪問支援事業	訪問数(年間)		984人	984人	984人	984人	984人
子育て短期支援事業	利用者数		100人	100人	100人	100人	100人
一時預かり事業(預かり保育事業)	延べ利用者数 (年間)	幼稚園 在園児	44,123人	42,909人	41,695人	40,481人	39,267人
		上記以外	1,555人	1,293人	1,031人	769人	507人
時間外保育事業(延長保育事業)	実利用者数(年間)		855人	921人	987人	1,053人	1,119人
病児保育事業	延べ利用者数(年間)		960人	960人	960人	960人	960人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	登録児童数		1,253人	1,301人	1,355人	1,413人	1,477人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	実利用者数(年間)		758人	720人	683人	645人	608人
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)				実施に向け検討中			
実費徴収に係る補足給付を行う事業	延べ利用者数(年間)		177人	190人	203人	216人	229人

● 子どもの貧困対策の充実(子どもの貧困対策計画)

国が定めるこども大綱においてこども施策を総合的に推進していることを踏まえ、宮城県子どもの貧困対策計画を勘案しつつ、子ども・子育て支援事業計画の中の次世代育成支援の施策と一体的に貧困対策計画を策定します。

教育の支援

- 児童発達支援センター運営費補助事業
- 認可保育所の運営 **重点事業**
- 地域型保育事業 **重点事業**
- 障がい児保育事業 **重点事業**
- 児童発達支援事業
- 幼児教育・保育の無償化
- 不登校生徒への指導員の定期的な訪問
- スクールカウンセラー活用事業（生徒相談事業）
- 特別支援教育の充実
- 学校給食の無償化
- 子どもの心のケアハウス「はなもも教室」
- 就学援助制度・特別支援教育就学奨励費
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） **重点事業**



生活の安定に資するための支援

- 利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型） **重点事業**
- 妊婦等包括相談支援事業 **重点事業**
- 地域子育て支援拠点事業 **重点事業**
- 子ども食堂実施団体への補助
- こどもの居場所づくり
- マタニティ相談 **重点事業**
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 乳幼児家庭訪問
- 産後ケア事業
- 子育て世帯訪問支援事業（子育て世帯日常生活支援事業）
- 子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルプサービス事業）
- 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）



保護者に対する就労の支援

- 就業支援事業の実施
- ひとり親家庭の親への就業・自立支援

経済的支援

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 副食費の一部助成
- 医療費助成（子ども医療費助成）
- 医療費助成（母子・父子家庭医療費助成）
- 児童扶養手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給
- 障害者医療費助成
- 育成医療

